

国民生活センターの見直しに関する選択肢

参考

見直し案	独立行政法人		「特別の機関」として 国へ移行
	中期目標管理法 人	単年度管理法 人	
概要	○3～5年の中期目標管理を行う独立行政法人とする。	○単年度管理を行う独立行政法人とする。	○独立性を法的に担保した「特別の機関」として、国(消費者庁)に置く。
特徴	<p>○一定の自主性・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を実施。</p> <p>○主務大臣が、3～5年の法人の中期目標を定めるとともに、業績評価も実施。</p> <p>○主務大臣の関与が強化。</p>	<p>○国との密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を実施。</p> <p>○主務大臣が、毎年度、法人に対して目標を指示するとともに、業績評価も実施。</p> <p>○役職員に公務員身分を付与。</p>	<p>○国の組織のうち、内部部局・審議会等、施設等機関のいずれにも分類されないもの。</p> <p>(例:警察庁、国土地理院)</p> <p>○人事権や指揮監督権の独立性を法的に担保している「特別の機関」の例がある。</p>
メリット (デメリット)	○業務運営・人事面での独立性や柔軟性・機動性の観点からは、単年度管理法人や「特別の機関」に比べ優位性が認められる。	○業務運営・人事面での独立性や柔軟性・機動性が確保されない懸念が残る。	○管理部門の効率化や事業部門の強化に資する案ではあるが、業務運営・人事面での独立性や柔軟性・機動性の点で懸念が残る。

国民生活センターの組織の在り方について

○三者の緊密な連携

消費者行政における司令塔機能を十分に発揮していくため、主務大臣のリーダーシップのもとで、さらに、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの三者が緊密な連携を取ることが必要。

○分担の明確化・連携の強化、人事交流の拡大等

- ① 消費者庁が消費者行政における企画立案部門を担い、国民生活センターは実施部門を担うとの考えのもと、両機関において各業務における分担の明確化・連携の強化を一層進めることで、業務を効率化・強化し、より質の高い行政サービス提供を実現する。
- ② 消費者目線の確立といった職員の意識向上や、幅広い専門知識の蓄積を図るため、消費者庁及び国民生活センターの間の人事交流の拡大を進めるとともに、職員研修について、より一層職員が相互に参加するよう取組を進める。

○国民生活センターの各機能の一体性の確保、維持・充実

国民生活センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実を前提に、消費者行政の推進の視点に立った見直しが必要。

○成長戦略推進における消費者行政の必要性

成長戦略を強力に推進する中、産業競争力強化と消費者行政によるセーフティネットの機能の両方が必要。

○経済社会の変化に伴う重要性の増大

国民生活センターは、経済社会の変化に伴い重要性を増している消費者行政の推進に不可欠な存在。また、近年新たな課題に対して機動的に行政サービスを提供する必要性が増大。



今般の独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、
国への移行に比べ業務運営・人事面での独立性や柔軟性・機動性の確保の点において優位性が認められることから
独立行政法人「中期目標管理法」に移行することが適当。

(主務大臣が付与した的確かつ明確な目標のもと法人の長が差配し、自主性を発揮できる。)